⑷　工事内容　本工事は、国営宇城土地改良事業計画に基づき、五丁川第２排水機場の建設を行うものである。

①　土木工事

１）機場本体工

基礎工　吸込水槽　ＳＣ杭＋ＰＨＣ杭φ600　Ｎ＝77本
吸込水槽呑口部　ＰＨＣ杭φ500　Ｎ＝40本
吐出水槽　ＰＨＣ杭　φ600　Ｎ＝34本
吸込水槽本体部　Ｂ＝16.80ｍ　Ｈ＝8.50ｍ　Ｌ＝26.00ｍ
吸込水槽呑口部　Ｂ＝16.80ｍ　Ｈ＝7.70ｍ　Ｌ＝14.70ｍ
吐出水槽　Ｂ＝9.40ｍ　Ｈ＝11.90ｍ　Ｌ＝17.00ｍ

２）接続函渠工　内空断面3.5ｍ×3.5ｍ　Ｌ＝12.07ｍ

３）地盤改良工　Ｖ＝23,589㎥

４）仮締切工　Ｌ＝122.80ｍ

５）その他　１式

②　建屋建築工事

１）建築工事

建屋　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）１階建て　延床面積Ａ＝531.29㎡
基礎工　建屋　ＰＨＣ杭φ600　Ｎ＝４本　ＰＨＣ杭φ800　Ｎ＝４本

２）電気設備工事　１式

３）機械設備工事　１式

⑸　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。

詳細は、特別仕様書に示すとおりである。

⑹　工期　850日間

⑺　使用する主要な資機材　生コン　Ｖ＝4,601㎥　地盤改良材（高炉Ｂ）Ｗ＝2,504ton　鉄筋　Ｗ＝359ton　ＰＨＣ杭　Ｎ＝159本　ＳＣ杭　Ｎ＝77本

⑻　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間の九州農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出・受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、従来の紙入札方式による承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂　本工事は、不足する建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、調達する地域内の需要状況から、工事を円滑に実施するため遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これらの費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがある。

⒃　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⒄　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費

⒅　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒆　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⒇　本工事は、月単位の週休２日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。

受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

また、本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(21)　本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する工事の対象工事（受注者希望型）である。

(22)　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、申請書及び確認資料の内、本年度、一度提出した確認資料と同様の内容の確認資料の提出を省略することができる試行工事である。

(23)　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(24)　本工事は、入札書と技術提案書等（以下「技術提案」という。）の提出を同時に行う試行工事である。

(25)　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。